

別表十二(八)

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

特定原子力発電施設の名称	1		翌	期首原子力発電施設解体準備金の金額	18		
積立期間	2	. . .		期 当 期 繰 上 算 入 額 の 計 算	解体費用を支出した場合の益金算入額	19	
当期積立額	3		繰上算入額		20		
積立限度額	当期末の解体費用見積額	4	繰上算入額		21		
	累積限度基準額 (4) × $\frac{90}{100}$	5	繰上算入額		22		
前期以前積立合計額の計算	前期以前の損金算入額の合計額 (前期以前の(23)の合計)	6	繰上算入額		23		
	前期以前の積立限度超過額の合計額 (前期以前の(11)の合計)	7	繰上算入額		24		
前期以前の累積限度超過取崩額の計算	前期以前の累積限度超過取崩額の合計額	8	繰上算入額		25		
	計 (6) + (7) - (8)	9	繰上算入額		26		
積立限度額	積立限度額 (5) - ((9) × $\frac{90}{100}$) × $\frac{\text{当期の月数}}{\text{当期以後の積立期間の月数}}$	10	繰上算入額		27		
積立限度超過額	積立限度超過額 (3) - (10)	11	繰上算入額		28		
累積限度超過額	累積限度基準額 (5)	12	繰上算入額	29			
	前期以前の損金算入額 (前期以前の(23)の合計)	13	繰上算入額	30			
前期以前の超過額の計算	前期以前の超過額の合計額 (前期末までの(17)の合計)	14	繰上算入額	31			
	差引原子力発電施設解体準備金の金額 (13) - (14) - (15)	15	繰上算入額	32			
当期累積限度超過額	当期累積限度超過額 (16) - (12)	16	繰上算入額	33			
前期以前の差引原子力発電施設解体準備金の金額	前期以前の差引原子力発電施設解体準備金の金額 (15) - (14) - (13)	17	繰上算入額	34			
当期差引原子力発電施設解体準備金の金額	当期差引原子力発電施設解体準備金の金額 (16) - (15) - (14)	18	繰上算入額	35			

「23」欄

原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の54第1項」※1又は「第68条の54第8項」※2
 ② 「区分番号」欄：「10196」
 ③ 「適用額」欄：「23」欄の金額
 ※1 ※2に該当するもの以外
 ※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(八) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分